

事業者の皆様方へ

当院業務（提携、委託）規定

- 一) 基本的に（檀）信徒との業務提携、委託、依頼は行ないません。
- 一) 士業職65歳、営業職60歳、技術職（職人様等）55歳を上限としてパートナーシップとする。担当パートナーの年齢制限。余人をもって代え難い場合はこの限りとしません。
- 一) 100万円を超える案件については相見積もり3社以上を原則とする。
- 一) 事業者様との対応は担当者レベルで行ない住職（代表者）の了解を得て適切に実行すること。
- 一) 担当者間での金品の授受はしてはならないこと。
- 一) 見性院重要書類（設計図等）の貸与には必ず借用書を作成すること。
- 一) 案件によっては必ず覚書を作成すること。
- 一) 担当者は業務パートナーが当院の方針、住職の考えに賛同しているかをよく見極めること。
- 一) 業務パートナーが不用意に内政干渉をしないことを注視すること。
- 一) 「清く、正しく、美しく」を業務パートナーシップの理念とすること。

※寺院の規模が拡大してきますと業務パートナーとの関係は重要になってきます。公明正大で是々非々の対応が求められます、転ばぬ先の杖として常に時代の先端を行く寺院の心意気を世間に示していきます。事業者様を厳選させていただきこれまでにない創意工夫を施しよりいいものを作り上げて行くことを誓います。時流や人情に流されることなく未来へと突き進んでいく知恵と方策を随処に鑿（ちりば）めていきますことをここに報告いたします。

令和2年12月20日現在

見性院住職